

## 石川県薬剤師修学資金返済支援事業実施要綱

### (総則)

第1条 県は、「石川県地域連携薬剤師共育プログラム」(以下、プログラムという。)に参加し、そのプログラムを満了した薬剤師に対し、当該薬剤師が大学等の在学期間中に借り入れた修学資金の返済額の全部又は一部を支援金として交付するものとする。その交付に関しては、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号)の定めるところのほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるほか、石川県地域連携薬剤師共育プログラム実施要綱に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学及び大学院
- (2) 修学資金 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(貸与型に限る。)又は地方公共団体が設ける奨学金(貸与型に限る。)

### (支援対象者の要件)

第3条 支援対象者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ア プログラム薬剤師として登録されている者(登録の申請中である者を含む。)
- イ 第4条の申請をする時点において、大学等の在学期間中に修学資金を借り入れており、現に返済中である者(初回の返済開始前である者を含む。)
- 2 前項の規定にかかわらず、支援を受けようとする者が、プログラムの満了までに、他に本事業と趣旨を同じくする支援金等の交付を受けていないこと(交付予定を含む。)
- また、貸与された修学資金の返済が免除されていないこと。(免除予定を含む。)

### (支援対象者の認定)

第4条 本事業の支援対象者として認定を受けようとする者は、共育プログラムの受講開始日から、受講開始後30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- ア 薬剤師修学資金返済支援対象者認定申請書(様式1号)
- イ 履歴書
- ウ 修学資金貸与証明書又はこれらに準ずる書類(発行から30日以内のものに限る。)
- エ 修学資金返済証明書又はこれらに準ずる書類(発行から30日以内のものに限る。)
- 2 知事は、支援対象者を書類審査により選考をする。また、選考結果を通知するものとする。
- 3 前項における支援対象者の認定件数は、予算の範囲内とする。

### (支援対象者の認定の取消)

第5条 前条の規定にかかわらず、知事は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) プログラム薬剤師の登録が削除されたとき。
- (2) 支援対象者の認定を辞退する旨の申出があったとき。
- (3) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、又は受けようとしたことが明らかになったとき。

- (4) その他支援対象者としてふさわしくないと知事が認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該支援対象者にその旨を通知するものとする。
  - 3 支援対象者の認定を取り消された者は、再度当該認定の申請をすることはできない。

(支援金の額)

第6条 支援金の額は、次式により計算して得られた額とし、このとき、1,000円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てるものとする。また、240万円を支援上限額とする。

$$\text{支援金の額} = A \times B$$

A : 第4条第1項エにおける、大学等の在学期間中に借り入れた修学資金の返済残高（利息、延滞金、返済免除額及び返済済額を含まない。申請できる借入は1件に限る。）  
B : Aのうち、大学等の在学期間中に借り入れた修学資金の総額に占める卒業(修了)月から前4年間に借り入れた修学資金の割合

(支援金の交付申請、実績報告、額の確定及び支援金の支払い)

第7条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、共育プログラムの満了の確認を受けた日から30日以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- ア 支援金交付申請書兼返済支援事業実績報告書兼請求書（様式2号）
- イ 共育プログラムの満了確認書の写し
- ウ 債権者登録申出書
- エ その他県が必要と認めるもの

- 2 県は、前項に規定する実績報告に基づき、支援金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、確定した額を一括して支払うものとする。
- 3 税法その他法令に定められている必要な手続きは、支援対象者の責任において行わなければならない。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。